

今年度の助成金申請はお済みですか？

●被扶養配偶者がん検診助成

40歳以上になる被扶養配偶者（昭和60年4月1日以前に生まれた方）を対象に、がん検診受診料の一部を助成します。**※保険診療によるもの（窓口負担3割等）や別の制度で補助対象となっているものは除く。**

限度額：一人あたり年度内4,000円

請求方法：「令和6年度被扶養配偶者がん検診助成金請求書」に必要事項を記入し、領収書（がん検診を受診したことが分かるもの）を添付して、公立学校共済組合兵庫支部に提出してください。

請求期限：令和7年3月17日（月）必着



●インフルエンザ予防接種助成

組合員本人（年齢制限なし）を対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

限度額：一人あたり年度内1,000円（請求は1回のみ）

請求方法：「令和6年度インフルエンザ予防接種助成金請求書」に必要事項を記入し、領収書（インフルエンザ予防接種を受けたことが分かるもの）を添付して、各所属事務担当者に提出してください。

※事務担当者によるオンライン申請となります。

※実施人員25,000人に達した場合は、助成は終了します。申請者数が実施人員に近づいたら、事前にHP等でお知らせします。

請求期限：令和7年3月17日（月）（事務担当者申請期限）



医師の指示により治療用装具（コルセット、子どもの弱視治療眼鏡等）を作成した場合、費用を請求できます

医師が治療上必要であると認めて、医師の指示により治療用装具を作成した場合、支給基準に基づき給付されます。

$$\text{給付額}^{(*)} = \text{作成に要した費用} \times 0.7^{(*)}$$

※装具によっては、給付額に上限があります。

※義務教育就学前は給付率0.8です。
70歳以上は別途定められています。



請求方法 「療養費・家族療養費請求書」に以下の書類を添付して所属所に提出してください。

なお、請求書の様式については、所属所にお問い合わせいただくか、兵庫支部ホームページよりダウンロードしてください。



兵庫支部トップページ→兵庫支部について→様式ダウンロード→短期給付に関する様式（給付担当）

事由	添付書類
医師が治療上必要と認めた装具を購入したとき	- 医師の意見書及び装着証明書の原本 - 領収書の原本 （・明細書が別にある場合は明細書の原本） - 靴型装具の場合のみ当該装具の写真
9歳未満の小児が、小児弱視や斜視等の治療用として用いる眼鏡、コンタクトレンズを購入したとき	- 医師の作成指示書の原本 - 領収書の原本 （・明細書が別にある場合は明細書の原本） ※再度購入する場合、5歳未満の場合は前回の購入日から1年経過後、5歳以上の場合は2年経過後に購入したものが給付対象になります。



育児休業手当金の延長給付が認められない場合について

育児休業手当金の支給期間は、原則、育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの期間です。加えて、育児休業対象の子が1歳に達する日の翌日（誕生日）における状況が総務省令に定める延長給付要件に該当する場合は、1歳6か月まで（1歳6か月に達する日の翌日以降も、引き続き該当する場合は2歳まで）育児休業手当金の支給を延長することができます。



なお、パパ・ママ育休プラス制度を受けている場合は、1歳2か月に達する日の翌日における状況により判断されます。

また、1歳を超える部分の育児休業の延長給付を受けようとする場合に、**下記の項目に該当するときは延長給付を受けることができません。**

●所属所長に対して、適切な時期に復帰の意志を明確に伝えていない

（注）自身で思っているのみや同僚に意向を漏らしたのみではなく、**所属所長に対して明確に復帰の意向をお伝え**ください。

（注）復帰に伴い、代替教職員の雇用に関する事務等が生じるため、**復帰直前の意志表明は避け**、相当な期間を持って表明・伝達してください。

●市区町等に保育所への入所の可否を問い合わせただけで、保育所の入所申込みを行っていない

（注）保育所の入所申込みについては、**1歳の誕生日以前を入所希望日として申し込み**、保留（待機）状態であることが必要となります。

また、延長期間中については、**常に（毎月）審査を受けて保留（待機）状態であることが必要**となり、取下げ等により保留（待機）状態でなくなった場合には、延長要件に該当しないこととなります。

（注）市区町により保育所の申込み期限が異なります。**育児休業に入ると同時に、1歳の誕生日までに入所可能な入所申込み期限はあらかじめ確認**しておいてください。

●保育所入所の決定を辞退した



育児休業手当金の延長要件の厳格化について

令和7年4月1日以後に育児休業等に係る子が1歳（または1歳6か月）に達する組合員について、**速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると共済組合が認める場合に限り**、延長給付の申請ができることになります。

※詳細な取扱いについては、所管省庁からの方針が示され次第、お知らせいたします。また、請求については「保育所への入所申込書の写し」等が必要になる予定ですので、保管していただくようお願いいたします。



育児休業手当金の給付制度を適切に利用していただくために、制度趣旨とは異なる請求があった場合には、支給できません。たとえば、**市区町等への保育所の入所申込みの際に、入所希望月以降の選考から除外されるよう希望する等、入所の意思がないにもかかわらず「保育所入所保留通知」の発行のみを目的としている場合は、育児休業手当金の延長給付の要件を満たしません。**

なお、調査等により趣旨に合致しない給付が判明した場合は、既に給付した手当金は返納していただきますのでご注意ください。



お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

令和7年4月1日から育児に関する手当金が追加されます

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、共働き・共育ての推進策として、新しく以下の手当金が追加されます。

今後、請求手続等の詳細について政省令の改正が見込まれますので、判明次第、追ってお知らせいたします。

●育児休業支援手当金

組合員とその配偶者の両方が、一定期間内（注）にそれぞれ14日以上育児休業を取得する場合に、育児休業手当金に上乗せするかたちで、28日間を限度に給付されます。

（注）一定期間：原則、男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内

●育児時短勤務手当金

組合員が、2歳未満の子を養育するための短時間勤務をしている場合に、短時間勤務によって減少する前の報酬を超えない範囲で、最大で支払対象月に支払われた報酬の1割が給付されます。



お問合せ先
年金班 (078) 362-3767

離婚時の年金分割制度

年金分割制度とは組合員または組合員であった方が離婚等をした場合、婚姻期間中の厚生年金等の計算の基となる保険料納付記録（※1）を当事者間で分割することができる制度です。

年金の記録を分けることであり、受給する年金の金額を分割するものではありません。

老齢厚生年金は、保険料納付記録を基に算定されるため、働き方により夫婦間で年金額に大きな差が生じることがあります。

そのため、婚姻期間中に納めた保険料納付記録を夫婦の共有財産として扱い、両者の記録を合算し、任意の割合で按分することで、将来の厚生年金額に反映することができます。これにより、離婚後の夫婦の厚生年金額の不均衡が是正されることになります。

※1 標準報酬月額および標準期末手当等（標準賞与額）

■分割方法の種類

1. 合意分割制度

平成19年4月1日以後に離婚している、または事実婚関係を解消している方で、離婚をした当事者双方の合意や裁判所の決定により按分割合（※2）が定められている場合に、当事者からの請求により婚姻期間中における保険料納付記録を分割できる制度で、多い方から少ない方へ分割されます。

※2 按分割合の上限は50%です。

2. 3号分割制度

平成20年5月1日以後に離婚している、または事実婚関係を解消している方で、平成20年4月1日以後に当事者の一方に国民年金第3号被保険者（※3）期間がある場合、第3号被保険者からの請求により相手方の保険料納付記録を2分の1ずつ当事者間で分割することができる制度です。

この制度は、双方の同意や裁判所の決定がなくても請求できますが、第3号被保険者ではない期間や平成20年4月以前の婚姻期間については分割されません。

※3 会社員や公務員など厚生年金保険加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

■注意事項

●年金分割の請求期限は、離婚日等の翌日から起算して原則2年以内です。

●年金分割の効果は、厚生年金部分のみであり、老齢基礎年金（国民年金）は分割の対象にはなりません。



被扶養者に関するQ & A

共済組合の被扶養者に関するよくある質問にお答えします！

Q1 被扶養者が、アルバイトをしています。
扶養を継続するためには、どんなことに注意すれば良いですか？

A1 月々の給与額に注意してください。通勤費も含んだ、総収入額を確認ください。
連続する3か月の収入の実績をみて、その平均額が10万8,334円以上となった時点で、3か月目の給料日の翌日で認定取消しになります。ボーナスも、支給月の収入に含まれます。※年間の給与見込額が130万円未満であっても取消となります。

毎月の収入確認が
大切だね！



Q2 60歳未満の被扶養者が確定申告を行いました。
所得限度額の130万円を超えているかは、どのように確認したら良いですか。

A2 税務署に提出済の確定申告書を確認してください。
所得額は、総収入額から必要と認められる経費の実額を控除して算出します。必要経費は所得税法上の必要経費がそのまま認められるわけではなく、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、貸倒金、利子割引料、雑費等が控除できません。(内訳は青色申告決算書・収支内訳書等でご確認ください。) 算出額が130万円以上になると、確定申告を行った日をもって、認定取消しとなります。

確定申告をした時は
注意しないとね！



Q3 被扶養者の子が就職しましたが、5日で退職しました。共済組合に届出は必要ですか？

A3 他の健康保険に加入した場合は、取消の手続きが必要になります。加入期間は関係なく、たとえ短い期間であっても、必ず取消を行ってください。
また退職後、認定要件を満たしていれば、共済組合の被扶養者として再認定することができます。必要に応じて認定の申告を5日以内に所属所へ届出ください。
取消の手続きは就職日まで遡って行います。認定の手続きは退職から31日以上を経過して届け出た場合、届出日からの認定になります。この場合、退職日の翌日から認定することができないので、速やかに手続きを行ってください。

早めの報告が
大切なんだね!!



Q4 被扶養者の夫が65歳になり、公的年金を受給するようになります。
年金決定通知書が届き、年額182万円と記載がありました。取消日はいつになりますか？

A4 所得限度額(年額180万円)以上となる見込みの立った時点で、認定要件を欠くことになります。年金決定通知書を受け取った日又は支給開始月の初日のどちらか遅い方の日付で認定取消しとなります。

年金の
決定・改定には
注意しないとね！





産前産後休業、育児休業期間の掛金免除に関するQ&A

掛金免除に関するよくある質問にお答えします！

【産前産後休業中】

Q1 掛金の免除があると聞きましたが、いつから免除されますか？

A1 産前産後休業期間（注1）の掛金（保険料）は全額免除されます。

対象となる期間は、各休業の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月までです。

（注1）出産日（出産日が出産予定日後であるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産日後56日までの間において、妊娠または出産を理由として勤務に服さない期間をいいます（産前・産後休暇期間とは異なります）。

【例】 出産予定日8月13日、実際の出産日8月5日の場合。

・予定日時点

6月	7月	8月	9月

42日前
7月3日

出産予定日
8月13日

・実際の出産 6月の掛金から免除されます。

6月	7月	8月	9月

42日前
6月25日

出産日
8月5日

56日後
9月30日

※実際の出産日より免除期間が変わることがあります。

Q2 提出書類はありますか。

A2 出産後に「産前産後休業期間に係る掛金等免除（変更）申出書」とその申出書に記載された書類を所属所にご提出ください。

【育児休業中】

Q3 育児休業中にも掛金は免除されますか？

A3 育児休業等（注2）の期間中の掛金（保険料）は休業の期間に応じて次のとおり全額免除されます。（注3）。

・育児休業等の開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が異なる場合【例1】

→開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月まで免除されます。

・育児休業等の開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が同じ場合【例2】

→その月に14日以上育児休業等を取得していれば、当該月の掛金が免除されます。

（注2）育児休業および育児休業等の制度に準ずる措置による休業をいいます。

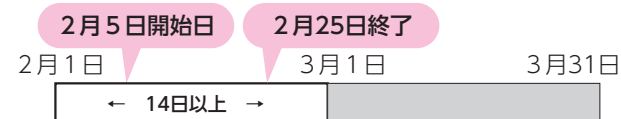
（注3）賞与にかかる掛金については、賞与月の末日を含んだ連続した1カ月を超える育児休業等を取得した場合に限り、免除されます。

【例1】



2月分の掛金が免除されます。

【例2】



2月分の掛金が免除されます。

Q4 提出書類はありますか。

A4 「育児休業期間等に係る掛金等免除申出書」とその申出書に記載された書類を所属所にご提出ください。

“高校生ホテル” を今年も開催しました

現役高校生がホテリエとして働く“高校生ホテル”が11月14日～15日の2日間、ホテル北野プラザ六甲荘で開催されました。

六甲荘では、令和元年から神戸市立神港橘高等学校と提携し、“高校生ホテル”を開催しています。今年は夏休みから特訓を重ねた2年生10名が、フロント、コンシェルジュ、レストランで業務にあたりました。

